

- 1年以内で ①0件 ②1-4件 ③5-9件 ④10-19件 ⑤20件以上
5. 会議出席回数 今回を除いて、
1年以内で ①0回 ②1-4回 ③5-9回 ④10-19回 ⑤20回以上

6. あなたがこの半年内で、連絡をとりあった機関はどこでしょうか（該当に○）

	よくとりあって 週1回以上	とりあってい る 月1回~3回	あまりとりあって いない3ヶ月に1 回	めったにない ほとんどない3~ 6ヶ月に一回以 下
①学校				
②保育所				
③保健センター				
④生活保護課				
⑤医療機関				
⑥児童福祉担当課				
⑦障害福祉課				
⑧児童相談所				
⑨民生・児童委員				
⑩主任児童委員				
⑪教育委員会・センター				
⑫警察・青少年センター				
⑬児童福祉施設				
⑭保健所				
⑮その他				

7. あなたは、虐待に関する研修に参加されたことがありますか。

- ①はい ②いいえ

はいの方へ

一年以内でうけた研修は、①1回 ②2回以上5回未満 ③5回以上

内容 ①基本的な知識 ②アドバンスコース

参加者①同じ職種だけの研修会 ②職種を超えた合同の研修会

③その他

虐待に関する連絡会に参加されたことはありますか？

- ①機関間の連絡会 ②学校警察連絡会 ③地域の主催する子どもにかんする研修会 ④その他
()

8. 児童虐待対応の知識はお持ちでしたか？

- ①はい ②ややはい ③ややいいえ ④いいえ

9. 個別ケース検討会議についての知識はおもちでしたか？

- ①はい、②ややはい ③ややいいえ ④いいえ

10. あなたの所属する機関が参加している会議のそれぞれの出席機関について○をつけてください。あ

あなたが、参加していなくても結構です。

	①学校	②保育所	③保健センター	④生活保護担当	⑤医療機関	⑥児童福祉担当課	⑦障害福祉課	⑧児童相談所	⑨民生・児童委員	⑩主任児童委員	⑪教育委員会・センター	⑫警察・少年センター	⑬児童福祉施設	⑭保健所	⑮その他
あなたの機関との会議 1															
会議 2															
例 あなたが児童相談所で保健所となら													○	○	

1 1. 本日のケースは

ケース内容 ①困難ケース ②やや困難ケース ③それほど困難でない ④困難でない ⑤わからない

会議の目的（一つに○）

- ①子どもの安全のため ②家族調整のため ③兄弟の調整のため
④子どもが不登校のため ⑤その他（ ）

1 2. ケースのアセスメントは理解しましたか（一つに○）

- ① よく理解できた ②理解できた ③ややわかりにくかった ④わかりにくかった

1 3. 参加機関のどなたの意見に納得したか？（本日出席していた機関のみ○をしてください。）あなたの機関に◎、出席がわかっているところは○、不明は△、なしは×でご記入ください。

出席		納得した	やや納得した	ややわかりにくい	わかりにくかった
	①学校				
	②保育所				
	③保健センター				
	④生活保護担当				
	⑤医療機関				
	⑥児童福祉担当課				
	⑦障害福祉課				
	⑧児童相談所				
	⑨民生・児童委員				
	⑩主任児童委員				
	⑪教育委員会・センター				

	⑫警察・青少年センター				
	⑬児童福祉施設				
	⑭保健所				
	⑮その他				

14. あなたが今後、このケースであなたが果たす役割に同意できましたか？（一つ〇）

- ① はい ② ややはい ③ やや同意できず ④ 同意できず

15. 参加機関のそれぞれのネットワークで果たす今後の援助役割は同意できましたか？

あなたの機関には、◎をいれてください。出席機関には○をお願いします。不明は▽で。

		理 解 で き きた	ま あ 理 解 で き た	や や 理 解 し に く か っ た	理 解 し に く か っ た
	①学校				
	②保育所				
	③保健センター				
	④生活保護担当				
	⑤医療機関				
	⑥児童福祉担当課				
	⑦障害福祉課				
	⑧児童相談所				
	⑨民生・児童委員				
	⑩主任児童委員				
	⑪教育委員会・センター				
	⑫警察・青少年センター				
	⑬児童福祉施設				
	⑭保健所				
	⑮その他				

16. ケースについての話し合いはいかがでしたか？（一つに〇）

- ①話あわれた ②まあ話あわれた ③あまり話がすすまなかった ④進まなかった

16-1 その背景に当てはまるものに○をお願いします。

	あ て は ま る	や や あ て は ま る	や や あ て は ま ら な い	あ て は ま ら ない
	①ケースの問題が理解しやすかった			
	②知り合いが多くて話しやすかった			
	③司会者の進行がよかった			
	④自由に発言できる雰囲気があった			
	⑤時間配分は適度であった			
	⑥話あいでの情報交換ができた			

⑦会議で役割分担の理解ができた				
⑧一人の人の意見に全員がひきずられた				
⑨日ごろの自分の苦勞をわかってもらえた				
⑩他機関の苦勞がわかった				
⑪スーパーバイザーの助言がよかった				
その他の理由 ()				

17. 個別ケース検討会議の決定事項は、同意できましたか？

- ①同意できる ②やや同意できる ③やや同意できない ④同意できない

18. 司会進行はどうでしたか？

- ①進行できていた ②ややできていた ③やや手間取った ④手間取った

19. ケースの方針に対する主たる担当者は決まりましたか？

- ①はい ②ややはい ③すこしあいまい ④あいまい

20. 次回会議までにすべき自分の役割は理解できましたか？

- ①はい ②ややはい ③すこしあいまい ④あいまい ⑤今回は役割がなかった

21. 今回の会議で話題になった点で印象に残った点をお聞かせください。

22. 今回の個別ケース検討会議に関する感想をおきかせください。

a ケース会議についての感想・工夫すべき点・気づいた点など

b ケース内容についての感想

c 自分の役割についての感想

ありがとうございました。個人の秘密は守ります。
同封の封書に入れてお送りくださいませ。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 前橋信和 関西学院大学社会学部准教授

児童相談所を中心とした在宅支援に関する研究報告書

研究要旨

児童相談所が取り扱う虐待相談のうち、施設への入所や里親への委託など、親子の分離を行うものは全体の1割強であり、全体の8割以上は虐待を認知している状態で、在宅による援助を行っている。児童相談所は、通告後の安全確認、調査、一時保護、在宅支援、施設入所など一連の援助を行う中心的機関と位置づけられてきた。児童福祉法、児童虐待防止法改正により、市町村が虐待等要保護児童とその家庭への第一義的相談窓口と位置づけられ、児童相談所は物理力行使を含む公権力の行使等がますます要請されるようになってきた。児童虐待への対応は、児童相談所、市町村等が適切に連携して援助を行うことが重要となり、在宅支援の主体は、今後市町村への移行が進められると思われる。また、児童相談所は、子どもと家族への直接的支援とともに、市町村等への間接的支援（後方支援といわれている）の重要性も増加すると考えられる。

3カ年で、児童相談所を中心とした在宅支援についてのガイドライン作成を最終的な目標として、初年度は神戸市、大阪市、大阪府各自治体の児童相談所における在宅支援の状況、ベテラン児童福祉司に対するフォーカスグループインタビューの実施、フォーカスグループインタビュー等から得られた項目に基づいて全国の児童相談所児童福祉司を対象とした質問紙調査を実施した。2年度は質問紙調査の分析、各地の児童相談所4箇所について訪問による聞き取り調査の実施、児童相談所が連携すべき市町村家庭相談員に対するフォーカスグループインタビューの実施、アメリカにおける要保護児童に関する在宅支援の状況を踏まえ、研究会メンバーによる、在宅支援についての現状、課題等について検討を行った。3年度では、2カ年の調査結果、在宅支援に関係する他の研究グループの状況や進捗等を元に、児童相談所を中心とした在宅支援に関するガイドラインを作成した。

研究協力者

伊藤晴雄 神戸市こども家庭センター
桐野由美子 京都ノートルダム女子大学
久保樹里 大阪市中央児童相談所
才村 純 日本子ども家庭総合研究所
西本美保 大阪府富田林子ども家庭センター
萩原総一郎 四天王寺国際仏教大学
畠山由佳子 神戸女子短期大学
田中優子 松原市教育委員会
鶴見聖五 関西学院大学大学院

初年度、2年度の研究成果を概観し、本年度においては児童相談所を中心とした在宅支援に関するガイドラインを作成し、その一部は他の研究グループとともに作成した「市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き 要保護児童対策地域協議会を中心に据えてー在宅支援は、子どもと親の未来のためにー」に統合された。

初年度

1. 研究目的

研究会メンバーにより、援助の流れに沿った支援のあり方について、児童相談所と市町村等との連携のあり方についてなどを協議し、児童相談所が行う在宅支援について共通理解を得る。ガイドライン作成の基礎資料を得るため、児童相談所が行う在宅支援の経過、現状を把握し、全国の児童相談所児童福祉司へ質問紙調査を行うことを研究の目的とした。

2. 研究方法

- (1) 研究会メンバーにより在宅支援、家族維持等用語の検討、市町村等との連携の範囲などについて協議した。
- (2) 研究会メンバーである神戸市、大阪市、大阪府各児童相談所職員から、現在取り組んでいる在宅支援について、現状や課題について報告を得た。
- (3) 在宅支援担当児童福祉司へのフォーカスグループインタビューを行い、「1. 家族維持のために必要な家族が持つべき要素」、「2. 家族維持のために援助者が行うこと」、「3. 家族維持のための援助の際に必要なもの、障害となるもの」について意見をカテゴリー化した。
- (4) フォーカスグループインタビューで得た意見を下に質問紙を作成し、全国の児童相談所児童福祉司へ質問紙による調査を行った。

3. 研究結果と考察

- (1) 虐待家庭に対する在宅支援とは公的機関の介入によって長期の親子分離を必要としない状態を維持していくための積極的、具体的支援であり、保護者と分離していない状態が在宅支援ではないこと、また家族維持とは子どもが現在の家族から分離されず、家族とともに暮らしていける状態(分離されなくてもいい状態)であると考えられる。
- (2) 児童相談所が取り組んでいる虐待家族に対する在宅支援については、神戸市、大阪

市は政令指定都市、大阪府は7カ所の子ども家庭センターが、各々数カ所の市町村を所管するという大きな違いがある。神戸市、大阪市では児童相談所、区、関係機関という枠組みを比較的明確にし、各区においてネットワークを形成し、児童相談所が提供する支援、区がサービス提供の調整を行う支援という位置づけを設け、対象者は、要支援～軽度虐待へのグループカウンセリング、中度～重度虐待については、個別カウンセリング、そのほか集団になじみにくい人については程度に関わらず個別カウンセリングを行っているという特徴が見られた。

一方、大阪府では、法改正を受けて、市町村との役割分担や、市町村支援のあり方について、今後の検討課題とされており、具体的なルール化等はできていない。

また、親支援については、「虐待する親への指導のあり方について」プロジェクトで検討を行ったものの、「親の特性と課題のばらつきが大きく、援助に対する親の反応タイプやそれに基づくカテゴリーだけでは、援助の有効性や効果予測が難しく、より詳細な親のアセスメントが必要なこと、短期的な援助過程と長期的な援助過程扱われる課題が変化するなどから、親支援プログラムとしての実施は行われておらず、各センターにおいて個別的に支援を行っている。

また、在宅による親支援について、支援の前提として、児童の安全確保とともに親の認識、相談への動機付けが大きく影響しているという指摘もされた。

保護者との関係では、従来から課題としてあげられているが、介入的・強権的対応と、受容的・支持的対応を同じ職員が担当することの難しさがあげられ、ともに児童相談所が扱う場合も内部的に担当者を替えるなどの工夫を行っていることが示された。

- (3) 在宅支援を担当するベテラン児童福祉司への調査から、家族維持に必要な要素、家族維持のために援助者がすべき援助についての意見抽出を行った。1. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素」においては、10

カテゴリー、「2. 家族維持のために援助者が行うこと」においては13カテゴリー、「3. 家族維持のための援助の際に必要なとなるも

の、障害となるものにおいては15カテゴリーとなった(表4, 5, 6参照)

表4. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素

		具体的内容
1. 地域の家族に対する受け入れ		地域の資源がその家族が維持していくことを支援し、資源を活用させてくれる。
2. 子どもに対する地域の支援		親を代替する支援が地域の中にあり、子どもを支えてくれる。
3. 家族を支援するだけの地域の力		地域の中に、人的資源やネットワークなど家族を支援するだけの力が備わっている。
4. 援助者との関係要因		家族が児童相談所も含めた援助機関との関係がもて援助を受け入れる。家族が過去に児童相談所の介入を経験しており、それがプラスに働いている。
5. 地域の資源の活用		家族が地域の資源との接点を自ら保ち、活用することができる。
6. リスクに対する緩和要因	6-1. 子どもが持つ緩和要因	子どもが自分自身のみを守れる年齢である、または能力がある。
	6-2. 親が持つ緩和要因	虐待者に自分が虐待をしている認識があり、自らの行動をコントロールする力がある、または危険なときはSOSを外に発信できる。
	6-3 家族の持つ緩和要因	家族の中に子どもを守る人がいる
	6-4 家族を守る親族がいる	家族を見守り手伝ってくれる健康な親族がいる。
7. 子どもに対するリスク	7-1 リスクの種類	性的虐待などの措置が原則の種別の虐待ではない。
	7-2 生命の危険	直接子どもの命に危険がない。
8. 養育における最低基準		衣食住が確保できている。経済的基盤がある。極端に不衛生な状況ではない。
9. 基本的な養育能力		親に子どもを養育していただくだけの基本的な生活能力及び養育能力がある。
10. 安定した家族関係	10-1 親子の愛着関係	子どもと親の愛着関係がある。
	10-2 安定した夫婦関係	夫婦間の関係が安定している。
	10-3 健康的な親子関係	親が子どもは自分のものではないという子どもと自分の分けをもっていること。

表5 家族維持ために援助者が行うこと

カテゴリー名		具体的内容
1. アセスメントから具体的な援助計画を立てる		児童相談所が家族と地域のサポートをどう結び付けていくのかをアセスメントから具体的に援助計画として設定していく。
2. 何を効果的に援助に使うかを見極める		家族の援助に対して、何が効果的なのかを見極め、使える手を探し出しだしていく。
3. 介入や援助のタイミングを図る	3-1 強制介入のタイミング	絶えず情報を収集し、児童相談所が表に出て介入できるタイミングを逃さない。
	3-2 援助のタイミング	家族が困っているポイントや援助を求めているタイミングを逃さず、必要な援助を提供する。
4. 援助計画の見直しから終結の判断		援助の期間を設定し、期間がくれば経過を評価し、経過がよければ終結する。
5. リスクに対するモニタリング		地域の資源につないだ後も、常に楽観的でも悲観的でもない中立な立場で子どもに対するリスクを定期的に評価する。
6. 親へのカウンセリングサービス		親の心理的な面に働きかけるために、カウンセリングサービスにつなぐ。
7. 夫婦関係の調整		夫婦の力関係をみながら、関係を調整していく。
8. 子どもへのカウンセリングや心理判定		子どもを児童心理司等にカウンセリング及び心理判定してもらうことで、保護者に子どもの状態を知ってもらったり、子どもの心理状況を把握する。
9. 児童福祉司指導（2号措置）という枠組み		児童福祉指導（2号措置）を枠組みとして、親に自分の行為は虐待であることを認知させ、援助が必要であることを理解させる。虐待の禁止についても誓約書を書かせ、定期的に通所してもらう。
10. 親との対峙		親に対して、親が行っていることは虐待であると告知し、変化が必要であること告げる。告知の仕方はケースによって工夫する。虐待の禁止の誓約を破った場合には、どのような結果が起こるかについても明確にする。
11. 児童福祉司による継続的定期的接触		児童福祉司により、面接及び電話で親に定期的に接触する。
12. 関係機関を媒介にしてケースに働きかける。		すでに家族と関係を持っている関係機関から家族に関する情報が常に入ってくる状態にしておく。保護者とつながった関係機関に保護者が必要としているサービスにつないでもらえるように、依頼しておく。関係機関が自分たちの特性を生かした形で家族に関わってもらう。
13. 連携機関への働きかけ		関係機関による家族の見方や子どものリスクに対する判断の差を、繰り返しケースについて協議を重ねることによって埋めていく。虐待とって片付けるのではなく、「何が足りなくてどんな援助をしていったらいい

	いのか」ということを関係機関とともに具体的に考える。関係機関に児童相談所としての視点や立場を繰り返し説明していく。関係機関に対して家族との接し方について助言を行う。
--	--

表6 家族維持のための援助の際に必要なもの、障害となるもの

1. 児童相談所の体制	1-1 過重な担当ケース数	担当ケースが多すぎて、1人のクライアントに避ける時間がない。外部のカウンセラーと連絡調整できる時間がない。
	1-2 人事異動	人事異動で担当が短期間で替わってしまう。
	1-3 夜間・土日に対応できない	夜間や日曜に対応ができず、サービスにつなげてサービス提供時間に家族がアクセスすることができない。
	1-4 職務の不明確さ	家族支援サポーターの役割に位置づけが不明確である。カウンセリングサービスを本来の目的ではなく、子どもの安全の見守りとしてつかってしまっている。児童心理司指導という位置づけがない。
2. 児相の強制力の限界		児童相談所には司法（家庭裁判所）がもつほどのパワーが親に対してない。
3. 児相に対するイメージのゆがみ		地域の機関は「施設に行けば子どもが幸せになる」という幻想を抱いている。児童相談所は虐待に対してものすごいパワーと権力を持っていると思われる。虐待事件が起こったとき、児童相談所だけが責任をとられる。
4. 具体的支援の必要性		サービスにつないでも家族に交通費がなくアクセスできない場合もある。虐待ヘルパーの派遣制度が必要である。家庭の中に入って、家族が困っている具体的なことを支援することが必要である。
5. 援助を心理的な援助に偏重してしまう		虐待をすべて心の問題に捉えてしまい、カウンセリングだけですべて解決できると考えるような傾向がある。具体的な生活上の問題があるため、カウンセリングサービスにつながらない。担当ケースワーカーとカウンセラーの認識が違う。
6. 指導という一方的な形式		援助計画策定に当事者を含めず、指導という一方的な形式をとっている。
7. 資源の欠如		地域の子育て支援がニーズに応え切れていない。ワーカーが活用できる資源が乏しすぎる。家族のニーズに応えるサービス提供体制が組めていない。親子で入所でき、親子のかかわりを学べる施設も必要である。
8. ワーカーの資質		ケースワーカーには何も専門的な技能や技量がない
9. ストレngths視点		家族のリスクだけではなく、ストレngths

	視点をを用いて、安全もアセスメントすべきである。それぞれの人が家族が持っている最大限の力を引き出すように働きかける。一つのことにとらわれて家族にとって重要な他の要素を見落とししてしまわないようにする。
1 0. 実践に対するふりかえりや評価	過去のケースを振り返り、虐待の程度や種類によって意思決定要因がどのように違うのか整理する必要がある。
1 1. 援助関係を結ぶことの難しさ	重篤なケースでは、親子の調整の予知がないこと。夫婦関係に対するアドバイスをするためにはそれだけの関係を親と築かなくてはならない。親と信頼関係を結ぶことは難しく、関係がうまく行かないケースにはそれだけで時間をとられてしまう。
1 2. 強制的介入から援助への切り替えの難しさ	虐待を親に認知させるだけで時間がかかる。強制介入的な部分から家族維持に対する支援の部分の役割を切り替えることは難しい。
1 3. 機関の人的資源の質の格差	地域の関係機関において人的な資質に差がある。
1 4. 家族の個性の尊重と虐待の矛盾	親の養育能力に制限がある場合は、虐待対応でなくてもよい。養育の最低基準やネグレクトの判断は人の価値観によってちがいが、親の個別性をどう尊重するかは難しい。
1 5. 虐待の定義の曖昧さ	虐待の定義が人によってさまざまである。法律上も親の懲戒権との間で矛盾がある。

また、2回のインタビューを通して、児童相談所は児童虐待対応の中心であり専門機関としての役割を持ちながらも、ほとんどの在宅支援ケースでの直接的な援助および具体的な援助に関しては、学校、保健所、福祉事務所が行っていくという役割分担が築かれつつ、児童相談所内部の体制や児童福祉指導を中心とした援助の位置づけ、市町村を通して提供されるサービスのケースマネジメント体制などにさらに整備が必要であることが浮き彫りにされた結果であった。

また、虐待そのものに対して、「何に対してどのような援助をしていくのか?」という議論についても、インタビューの参加者間でも意見の多様性が見られ今後議論を続けていく必要性があると思われた。

インタビュー結果は、阪神間の児童相談所の児童福祉司の1グループに対して行ったFGIに基づく結果であり、今回のFGI参加者のすべてが専門職として採用され、児童相談所以外の福祉領域での経験があること、経験年数及び経験した児童虐待ケースが多いこともこのグループの特異性であり、その一般化には限界がある。インタビューでは、本来意図していたとおり、メンバーの発言内容が互いに刺激しあい、多様かつ日ごろの実践の場で感じている潜在的な意見を抽出することができたと考える。なお、本分析結果については17年度末より実施する質問紙による「児童相談所における児童福祉司による児童虐待ケース在宅支援の実態および意見調査」の質問項目作成に反映させている。

(5) 全国の児童相談所197箇所において児童虐待を担当するまたは担当が決まっている場合は児童虐待在宅支援に関わっている児童福祉司を各児童相談所5名ずつとして郵送による質問紙調査を行った(質問項目等については平成17年度本研究報告を参照)。

2年度

1. 研究の目的

初年度に引き続き、児童虐待事例における児童相談所を中心とした在宅支援について、研究メンバーによる討議、児童福祉司への意識調査、現在の児童相談所の取り組みの状況の把握、家庭相談員へのグループインタビュー、アメリカにおける在宅支援の状況等をもとに、児童福祉法、児童虐待防止法改正をふまえて、児童相談所が行う在宅支援について、今後の方向や課題、関係機関との役割の分担等を明らかにする。

2. 研究方法

- (1) 全国の児童相談所児童福祉司への質問紙調査を分析した。
- (2) 4箇所の児童相談所への訪問による聞き取り調査を実施した。
- (3) 平成16年児童福祉法、児童虐待防止法改正による制度的理解、課題等を検討した。
- (4) アメリカにおける要保護児童とその家族への在宅支援について、主として法、制度的な点から文献を中心に特徴を紹介した。
- (5) 今後市町村に置いて児童家庭相談を中心的に担うであろう家庭相談員へのフォーカスグループインタビューを実施した。

3. 研究結果と考察

(1) 全国の児童相談所への質問紙調査

① 「家族維持」を目的とした援助に対する実施度について

「かなり実施している」にあてはまる項目は19項目あり、うち、関係機関との連携(「地域の機関から家族の情報を収集する」「学校

教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する」等)に関するものが5項目あった。また、「ワーカーは家族に対して忍耐強く対応する」、「保護者と対峙する場面では、必要以上に懲罰的にならないような表現を用いる」、「それぞれの家族に対してワーカーが何がどこまでできて、何ができないのかを自覚する」などの「ワーカーの援助者としての姿勢や態度」を表す項目が3項目あった。また「あまり実施していない」項目に関しては、16項目が該当し、うち13項目が住居、家計、医療、保育所への送迎等の生活上の具体的な課題に対する援助であった。

② 「家族維持」を目的とした援助に対する重要度について

「かなり重要である」にあてはまる項目は18項目あった。重要度の上位25%に上がった18項目中、援助に対するワーカーの態度に関する項目が9項目であり、関係機関との協議・連携に関するものが5項目あった。

児童福祉司が重要と捉えている「家族維持」を目的とした援助の項目の傾向として、ワーカーの援助に対する態度、関係機関との協議・連携に関するものが多いと考えられる。反対に衣食住、経済活動、医療、保育などに関する生活上の援助に対しては、下位25%に固まっており、これらの項目は児童福祉司にとっては、家族維持については他の項目と比べてあまり重要でないと思われているようである(17項目中13項目)。

また、これら下位25%、17項目のうち、援助の主体として市町村がすべきだと言う回答が最も多い項目が13項目あった。

③ 「家族維持」を目的とした援助を行う際の障害について

「かなり障害である」と感じている項目は「児童福祉司一人あたりの担当ケース数が多い」、「強制介入的な部分と家族維持に対する支援の部分の切り替えがむずかし

い、「ワーカーの専門的な技能が不足している。」「家族のニーズに答えることができるサービス提供体制が地域に組めていない」「虐待事件が起こると、マスコミがすべての責任を児童相談所に押し付ける」などの5項目が含まれた。

「あまり障害でない」は「児童福祉司が虐待ケース以外のケースも担当している」、「虐待をすべて心の問題に捉えてしまう風潮がある」、「家族に対する援助が『指導』という一方的な形式をとっている」、「サービスの充実によって保護者の依存心を助長してしまう」、「援助の見直しの時期が決まっていないため、ケースを終結できない」、「公務員という立場の制約によりサービス提供が自由に行なえない」の6項目となった。現在の児童相談所という枠組みでのサービス内容については、あまり障害と感じていないように思われる。

④ 「家族維持」のために家族が持つべき要素について「かなり必要である」と考えられた項目は、「衣食住」「子どもの安全を守る人の存在」「保護者の自己コントロール能力」「関係機関の『家族維持する』という共通目標」、「住居」、「愛着関係」、「子どもの精神的安心感」の7項目であった。衣食住、安全、愛着関係、子どもの安心感などの養育するために最低限度必要な基準と「保護者の自己コントロール能力」や「安全を守る人の存在」などの安全面に関するものが混合している形となった。

なおあまり必要でない項目は、「子どもの順調な成長」、「ワーカーの言うことを聞き入れ」「家庭内での秩序」、「家族の家族維持していくことに対する自信」、「インフォーマルなサポートをもっている」「資源を活用できる」「自分たちが家族維持のプロセスに参加しているのだという自覚」の7項目であった。家族自身の「家族維持」に対する動機や自信、家族自身が持つコンピテンス(インフォーマルサポートや資源活用の力)などについては、

あまり必要であるという認識がされていないようである。

⑤ 援助の主体について

「保護的」「心理的」援助は児童相談所が主体となるべき援助項目の上位を占めており(例:児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知る、危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避するなど)、保育所への送迎、衣食住の確保、定期的な接触、家庭訪問での援助などの日常的な援助は市町村がすべきだという意見が多く見られた。また、「その他」の機関が主体になるべきであると答えられた項目に関しても、日常生活に関する項目が多く上がった。なお、その他の機関としてあがった機関の中で最も多かったものは、民間機関、NPOであった。

⑥ 重要度と実施度の差について

すべての項目について、重要度の方が実施度よりも大きい結果となった。特に順位1、2の「保護者をペアレントトレーニングプログラムへ送致する」、「援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする」においては、実施度においては、下位25%(第1四分位)の範囲にはいっているものであった。実施度では、「あまり実施されていない」といえるものであり、重要度の割には、実施度が低いといっても差し支えないであろう。その他、差の上位25%以内であった17項目のなかで、具体的な生活援助に当たる項目は10項目をしめており、実施度のランキングではすべて下位25%にある項目ながらも、実際に重要だと感じているほどには、児童相談所では実施されていないことがわかる。ただし、17項目中12項目は市町村の役目であると児童福祉司が感じている。これらの項目を重要だと思っていながらも実施していない理由は、児相の役割ではなく、市町村の役割だと感じているからであろう。

⑦ 親子分離に対する考え方

505名のうち、69.3%の350名が「親子分離は最後の手段であり、なるべく避けるべきである」と親子分離に対して慎重な意見を示し、30.7%の155名が親子分離を積極的に使うことに賛成の意見を示した。

⑧ 家族維持に対する尽力

全体としてほとんどの回答者が自分の家族維持のための尽力には比較的高い評価を下していることが明らかになった。

⑨ 考察

児童福祉司が重要と捉えている「家族維持」を目的とした援助の項目の傾向として、ワーカーの援助に対する態度、関係機関との協議・連携に関するものが多い。衣食住、経済活動、医療、保育などに関する生活上の援助に対しては、家族維持については他の項目と比べてあまり重要でないといえられているようである。しかしながら、家族維持に必要な家族が持つべき要素としては、衣食住、安全、愛着関係、子どもの安心感などの養育するために最低限度必要な基準と「保護者の自己コントロール能力」や「安全を守る人の存在」などの安全面に関するものが上位をしめており、必ずしも、児童福祉司が重要だと感じている援助が実際、家族側が持つべき要素に対応したものではないことに着目したい。結論として、実際、児童福祉司が捉える家族維持を目的とした援助は、市町村をはじめとし関係機関とうまく連携しながら、援助者としての態度や姿勢を保ちつつ、危険時に介入するといったものであると考えられる。

前提となる親子分離に対する考え方や措置前の家族維持への取り組みに対する評価の結果から、親子分離は最終的手段であり、措置前にはできるだけ家族維持への取り組みを行うと言う考え方が多数派を占めていた。ただし、自由筆記欄から、「家族維持を行うための手段が少ない」「状況がそれを許してくれない」などの、家族維持を行いたい、援助に対する限界を感じているような内容がたくさん読み取

れた。

現在、児童相談所が行っている「家族維持」を目的とした援助の実施度ランキング結果より、児童相談所が行っている家族維持を目的とした援助は、市町村等の関係機関との連携や協働を通しての状況理解と対応およびワーカーの援助に対する態度・姿勢が多くを占めていた。つまり直接的に家族に対して介入するというよりは、「家族維持」を念頭においた援助の姿勢を持ちつつ、関係機関を通して間接的に家族に介入していく形の援助を主に行っているようである。生活上の援助に対しては児童相談所では実施されていないということになる。これらの生活上の具体的な生活援助とは、人間の基本的な要求にあたるものであり、マズローの欲求段階説で言えば、最も最下層に当たり、とくにネグレクト事例に対する家族維持にとっては、援助者にとって効果的な援助を展開するための大切な「切り札」となる援助である。児童相談所がこれらの具体的な生活援助を提供しないのであれば、地域基盤型のサービス提供主体である市町村がその役割を行えるための整備が必要であり、必要なサービスがきちんと提供されているかを確認する役割が必要であろう。サービス委託という形であろうと、市町村に対してサービス提供をゆだねている場合であろうと、サービスの受け手である家族を焦点とし、児童相談所があくまでも市町村の後ろ盾として、援助の対象となる家族の状況を常に把握し、援助に対する姿勢と態度を示しながら適切な介入のタイミングを計っていくという役割をとるのか、もしくは、すべて家族に対するニーズの充足、児童虐待再発防止などのすべての「家族維持」を市町村が担うのかの議論については、今後の役割分担の整備と共に進める必要があるであろう。

児童相談所が重要と考え行っている「家族維持」の援助は、市町村をはじめとした関係機関を通して間接的に介入する援助の形であり、アメリカの Family Preservation の考え方とは違い具体的援助を含んだ包括的な援助ではないと言える。しかしながら、それが日本版の家族維持を目的とした援助のあり方ととらえる

ならば、家族が持つべき家族要素と援助との対応、および市町村と児童相談所の役割のそれぞれが包括的に家族のニーズを満たしているものかどうか確認できる枠組みを考える必要がある。「援助がニーズを充足しているかどうか」の確認の枠組みを市町村に位置づけるべきか、児童相談所に位置づけるべきかはこれから更なる検討が必要だと思われる。加えて、援助の障害のランキングであがったように、一人当たりのケース数の問題、専門的技能不足の問題、地域でのサービス体制の欠如の問題などの取り組むべき課題がある。さらに市町村での家族維持を目的とした援助の実態調査にあわせて、日本における家族維持を目的とした援助についての考えていく必要があるだろう。

最後にまとめると、Family Preservationの基本的概念である家族を中心とした「家族維持」のための包括的な支援の達成のためには、市町村（家族との直接的接触、情報収集、具体的生活支援）と児童相談所（心理的援助、臨床ソーシャルワーク、危機的状況への介入）の平行な援助展開を、家族に焦点をあてながら、現在の「強制的介入」と「在宅支援」の間のバランスをとりつつ「家族維持」に対する「正当な努力」が図られているかどうか確認する機能を確立する必要があると考える。家族維持には本来「虐待の再発の予防」（児童保護的側面＜子ども中心視点＞）と「家族機能の向上」（家族支援的側面＜家族中心視点＞）の2つがある。もちろん、現在の体制では法律上、行政上に柔軟性を持つ必要があるだろう。これからの市町村と児童相談所の役割により、家族維持を目的とした援助の機能が分断されてしまわぬよう、これらの2つの視点と目的をしっかりととらえた家族維持のシステムづくりを児童虐待ケースの援助体制の中に取り組んでいく必要があることを、本調査結果からの提言とする。

（2）児童相談所への訪問調査について

虐待家族への支援に関しては、訪問調査した児童相談所すべてにおいて、他の種別にはない特別な援助の体制をとっていることがわかった。

しかし、対象とする件数では大きな開きがあり、また、施設入所後の保護者への援助が主として取り組まれているが、入所に至らないケースへの取り組みについては不十分であることがわかった。2004年児童虐待防止法改正により、保護者に対する親子再統合の促進への配慮のもとに適切な支援を講じることが規定されたことによる影響ではないかと思われる。

虐待家族への在宅支援について、取り組みは最近になって開始をしたところが多く、それまで在宅支援への意識的な取り組みがなされてこなかったことがわかる。調査項目とはしていないためその理由は明らかではないが、①通告件数の急激な増加、②職員の不足、③ノウハウのなさ、④初期対応、分離ケースに多くのエネルギーが費やされること、などが考えられる。

全体の80%以上が分離に至らず、虐待家庭での在宅状況であることを考えると、在宅支援への取り組みの充実は喫緊の課題であると言える。

在宅支援への意識的な取り組みについては、在宅支援方針の決定に関して明確な基準の無いところが多く、この点でもノウハウを持っていないのが現状であるといえる。

担当者については専任職員を当てるところはなく、児童心理司主体で取り組むところ、児童福祉司主体で取り組むところなど、各児童相談所の事情によるところが大きい。

今後の課題については、調査の件数は少ないものの、共通して職員の不足があげられている。また、県全体での取り組みとなっておらず、県内の一部の児相のみで取り組みが行われているという地域も複数であった。これらのこともスタッフの力量や職員の配置数など体制上の課題であると言える。

（3）家族維持、在宅支援に関する制度的理解、考え方の整理

虐待への対応に関しては、児童福祉法、児童虐待防止法が基本となるが、虐待への具体的対応については、児童福祉分野だけではなく、子どもに関わる多くの分野の連携によってす

められなければならない、様々な分野の機関、制度、根拠となる法律の理解が不可欠になる。

児童福祉法は、児童に関する基本法として、原理・理念、機関、事業及び施設、費用など、多くの領域を統合した子どもの福祉に関する総合的な法律であり、虐待の問題に関しても、活用しなければならない事項が全体の中に分散しながら盛り込まれている。児童福祉法には要保護児童への規定が多数設けられているが、要保護児童についての在宅支援を想定した内容は十分ではなく、施設利用に関する内容が主体になっている。

平成12年に、児童虐待に関して児童福祉法を補完するものとして児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）が制定され、平成16年には児童福祉法、児童虐待防止法が改正され、市町村が児童家庭相談について、第一義的相談窓口であることが明確となった。

児童相談所は市町村への支援及び、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応に重点化することになった。児童家庭に関しての相談・指導・一時保護・行政処分などの権限と責任が集中していた児童相談所と保育や子育て支援サービス提供を担ってきた市町村とが各々の機能を活用して、発見から予防に至る一連の児童虐待への対応が、地域においてよりきめ細かく実施されるよう体制の整備、制度の充実、連携の強化を図っていかなければならない。

児童虐待の特徴として、時として死亡などの重大な結果を招くこともあり、分離保護に関する規定は相当準備されており、具体的な手順等についても児童相談所運営指針や市町村児童家庭相談援助指針、子ども虐待対応の手引き等においても詳細に述べられている。それに比して、在宅支援に関する規定はそれほど用意されておらず、各児童相談所に任されているのが実情である。今回の児童相談所訪問調査においても、在宅支援については、在宅支援を実施するという意思決定の基準や決定そのものが曖昧であり、県内複数の児童相談所においても取り

組みにばらつきがあり、在宅支援についての組織的な取り組みが十分されているとは言えない状況が見られた。

在宅支援に関する枠組みは、保護者の任意に任されているのが現状であり、分離保護の必要性が高くない事例であっても支援を確実にを行うための枠組み、親を援助に参加させる技術やノウハウの蓄積が必要である。

また、在宅支援を行う権限についても、児童虐待防止法第11条において、都道府県による指導に加え、市町村による指導を追加することも必要であると考えられる。

(4) アメリカにおける要保護児童とその家族への在宅支援（概要版）

I. はじめに

本稿は、アメリカ合衆国（以下アメリカと略す）における要保護児童とその家族への在宅支援の実態を、その歴史的・法的・理論的背景等を吟味しながら把握することにある。

II. アメリカ要保護児童在宅支援に関する歴史的背景・関連連邦法・連邦補助金

1. 1980年AACWA法とパーマネンシープランニング

1970年代のアメリカでは、親子分離された子どもの多くはフォスターケアにいる（家庭外措置された）ままで、里親家庭から里親家庭へとドリフトする悪状態が続いていた。その改善策として連邦政府は1980年に、パーマネンシープランニング（子どもの永続的計画）の原理（philosophy）を盛り込んだ the Adoption Assistance and Child Welfare Act（養子縁組援助と児童福祉法：以下AACWAと略す）を制定した。

なおパーマネンシープランニングは児童福祉実践の原則であり、家庭外措置を制限し、家庭外措置の期間を最小限にすることをめざしている。パーマネンシープランニングは親子分離されるリスクを抱えている、あるいはすでに分離された家族を対象とし、家族中心型と地域中心型の原理・プログラム構成要素・実践対策を統合したものである。パーマネンシープランニングのもとで、生涯、子どもを安全にしかも大切に育てる家族を確保するため、一連のソーシャルワークならびに法律上の作業がなされる（CWLA 2000）。

AACWA は、各州が責任を持って被虐待児に対して、①子どもにとって不必要な家庭外措置の予防と家族維持、②家庭外措置をされた子どもの速やかで安全な家族再統合、③家族再統合が不可能な子どもにタイムリーな養子縁組斡旋を、責任を持って行うよう要請した。しかし、満足な成果が得られなかったため、1997年にAACWAが改定され、「養子縁組および安全家庭法」(Adoption and Safe Families Act of 1997. 以下ASFAと略す。)が成立した(桐野 2002c)。

2. 1997年ASFA法

ASFA法は子どもの健康と安全を強調し、同時に子どものパーマネンシー目標を速やかに達成するよう要請している。そのため裁判所が要保護児童ケースに関与する回数が増え、また子どものパーマネントプランを決定する審問が半年早まり、フォスターケア措置から12ヶ月後に開催されるようになった。加えてASFA法は、①子どもの遺棄、②拷問・慢性の虐待歴、③性的虐待、④以前に被害児のきょうだいを殺した、⑤以前に被害児のきょうだいを殺す手助けをした、⑥すでに子どもあるいはそのきょうだいに虐待をして重度の外傷を負わせた、⑦被害児のきょうだいに対する親権をすでに剥奪されたケースに対して、親子再統合のための「正当な努力(reasonable efforts)」をしなくてよいと明記した。

3. 在宅支援の補助金と在宅支援プログラム

1) 在宅支援の補助金

アメリカの在宅支援(ファミリーサポート・ファミリープリザーベーション・ファミリーリユニフィケーション)サービス提供に対する連邦補助金は社会保障法(the Social Security Act)のTitle IV-B, Subpart 2に規定されているが、州への充当金についてはASFA法ならびに2001年PSSF改正法(the Promoting Safe and Stable Families Amendments of 2001:安全安定家族改正法2001年)に定められているが(2002b 桐野)、5年毎に更新される後者は2006年7月に「the Children and Family Services Improvement Act of 2006(法案):2006年子どもと家族サービス改善法案」が作成され、可決後はこれらのサービスの予算は年間約50億500万ドルとなる予定である(National Human Services Assembly 2006)。

なお、民間団体が実際に受理する補助金には概して連邦補助金3に対し州補助金1の割合で受理するケースが多いようである(桐野 2005)。

2) 在宅支援活動

U. S. Department of Health and Human Services(日本の厚生労働省に該当)はこの連邦補助金を受理するための条件として、以下のサービス提供をするよう規定している(U. S. Department of Health & Human Services 2005)。

①ファミリープリザーベーション(家族維持)サービスとしての活動

- ・個別/グループ/家族カウンセリング
- ・養子縁組成立後サポートサービス
- ・ケースマネジメント
- ・保育サービス
- ・入院/入所/通院/通所型薬物依存症治療サービス
- ・精神保健サービス
- ・ドメスティックバイオレンス対象援助
- ・レスパイトケア
- ・ペアレンティングスキル(子育てスキル)向上のためのサービス
- ・サービス受理に必要な送迎サービス

②ファミリーサポート(家族支援)サービスとしての活動

- ・ペアレンティングスキル(子育てスキル)向上のためのサービス
- ・幼児の発達検査
- ・メントリング
- ・家庭教師
- ・青年対象の健康に関する教育
- ・ドロップインサービスや親支援グループを含む広範囲の家族資源センター基盤サービス

③期間限定ファミリーリユニフィケーション(家族再統合)サービス

- ・個別/グループ/家族カウンセリング
- ・入院/入所/通院/通所型薬物依存症治療サービス
- ・精神保健サービス
- ・ドメスティックバイオレンス対象援助
- ・一時保育や緊急時の家族セラピー
- ・サービス受理のために必要な送迎サービス

上記の政府指定活動のリストをみても、②ファミリープリザーベーション(家族維持)サービスと③ファミリーリユニフィケーション(家族再統合)サービスの活動内容が類似していることがわかる。

III. 現在のアメリカの要保護児童対象在宅支援に関する体制:

アメリカでは昨今、通告スクリーニング時点で、地域サービス提供で十分と判断された子ども

もと家族に、調査過程抜きで即サービス提供を始める「区別対応システム」(桐野 a, 2002)が発展してきていることもあり一概には言えないが、殆どの州の場合、児童保護局(日本の児童相談所虐待対応課相当)が行う要保護児童とその家族対象に関する在宅支援の体制は【図1】のようになっている。

1. ファミリーセンタード(家族中心型)サービスアプローチ:

ファミリーサポート(家族支援)とファミリープリザーベーション(家族維持)サービス

アメリカの子どもと家族への在宅支援は概して「ファミリーセンタード(家族中心)サービス」アプローチをとっており、【図1】中の「ファミリーサポート(家族支援)」と「ファミリープリザーベーション(家族維持)」の2タイプがその典型的なものである(U.S. Department of Health & Human Services 2006)。

ファミリーセンタードサービスアプローチは①子どもを育てるには家族といるのが一番良い、②家族がうまく機能し、健全な子育てをするために、その家族は必要な資源や機会を得る権利を持っている、③子どもが危機に陥っていない限り、家族はプライバシーの権利を持っていることを原則とする。このアプローチの特徴は、家族が援助計画作成ならびに援助評価に参加し、また自分たちの受けるサービスを決定する際にも積極的に関与することにある(MaCroskey ら 1998, U.S. Department of Health & Human Services 2006)。

ファミリーサポートサービスは要保護児童とその家族に限らず、一般並みに子育てのストレスを抱えている家族を対象に、家族のストレスや子育て能力等を強化することを目的とする任意のサービスであり、勿論裁判所の関与とは何らの関わりもない。

一方ファミリープリザーベーションサービスはリスクの相当高い家族を対象とするサービスであり、①親子分離をしなくてすむようにする防止策としての在宅支援サービスの場合と、②家族再統合プログラムの一環として、子どもが家庭外措置(フォスターケア)から家庭復帰した段階で提供する在宅支援サービスの場合の2通りがある。

アメリカでは殆どの親子分離は裁判所を通して行う。つまり親子分離をする際、親の親権(parental rights)の一部である監護権(custody)は州に与えられ、子どもが最終的に家庭復帰する段階でその監護権は親に返上される仕組みになっている。ゆえに上記の②家族再統合の場合、子どもを、そして監護権を返してもらうための条件であるファミリープリザーベーションプログラムに、親は必需的に参加しなければならない。一方①親子分離防止策としてのファミリープリザーベーションプログラムの場合、親が任意で受けるケースと、裁判所が関与するケースの両方がある。

各州で多少異なるが、ファミリーサポートサービスと同様に、アメリカのファミリープリザーベーションサービスを直接提供するのは殆どの場合、州や郡の行政機関(例えばDCFS(Department of Children & Family Services))と契約を交わした民間団体である。

本年度

先の2年間の調査をふまえ、たたき台を基に研究会メンバー間でメール等での意見交換を行い、児童相談所が行う在宅支援ガイドラインを作成した。

児童相談所が行う在宅支援に関するガイドライン

1. 目的

虐待事例に対し、児童相談所が認知した虐待事例のうち施設入所や里親委託などによる保護者との分離は20%以下であり、80～90%の事例では虐待を認知して以降も分離の可能性を内在させつつ、関係機関等との連携のもとに在宅により支援を行っている。

また、施設入所等の保護者との分離後、児童と家族への支援により、再度元家族への復帰が可能となる事例については、施設等の退所後にも家庭への定着、虐待の再発予防のためには継続して在宅での支援が必要になる。在宅での支援を行うにあたっては児童相談所と市町村を中心として多くの機関が連携して支援を行うことが必要である。子どもが家庭において安全で、安心して保護者と生活できるように支援の枠組みをどのように構成するべきかを示す。

2. 前提

児童相談所を中心とした在宅支援では、児童相談所の評価として

(1) 子どもが家庭において安全であることを確認できる。

子どもの安全確認については、通告受理後48時間以内の直接的な確認をすべきであり、その際には様々な機関において利用されているリスクアセスメントシートを用い、リスク項目の見落としを避け、客観的情報を基に現在の安全の状況と、今後の危険性について判断しなければならない。

また、学校や保育所、幼稚園など所属集団に毎日通っており、日々の状況が確認できることも必要である。

リスクアセスメントとしては、子ども虐待対応の手引きによる「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」などが参考になる。(資料1)

(2) 在宅で安全を確保する十分な見込みが得られる。

①安全確保の十分な見込みについては、同居の家族内に子どもを守る人がいること、虐待者自身に改善意欲、感情や行動をコントロールできる力があること、自分自身を抑制できないときはSOSを出せることなどを総合的に判断する。なお、同居していない祖父母等の親族資源を過信してはならない。

②児童相談所や関係機関の訪問を受け入れる姿勢があること。

などが条件となる。

家族の状況を捉え援助を組み立てる参考として「在宅アセスメント指標」(平成18年度厚生労働科学研究(主任研究者奥山真紀子)分担研究「市町村虐待防止ネットワークと民間ネットワークの実態」(分担研究者加藤曜子)がある。(資料2)

(3) 家族が生活を維持することができる様々な資源が必要に応じて提供可能である。

様々な資源が提供可能であることについては、基本的生活を維持するための住居、生活費、仕事、医療などの提供(確保)が可能となっており、さらに子どもの養育や保育についての資源が利用可能でなければならない。

要保護児童対策地域協議会でこれらの様々なニーズの把握、資源の提供が検討される必要がある。

虐待ケースへの在宅支援とはこれらのことが前提であり、**公的機関の介入によって長期の親子分離を必要としない状態を維持していくための支援**であると考えられる。

そのような意味で、「在宅支援」は保護者と分離していない状態が「在宅支援」ではなく、分離によらず、在宅でその子どもと家族にとって必要な支援を提供していくことであり、児童相談所の援助方針会議において組織的に判断されなければならない。

3. 在宅支援の判断基準

在宅支援を採用する際の判断においては、児童相談所及び関係機関の状況として

- (1) 上記、2. 前提の(1)～(3)をほぼ満たしている。
- (2) 状況の推移によって、上記(1)～(3)の前提に変化が生じたときには、児童相談所による一時保護や施設入所等の行政措置が迅速に行える体制が確保されている。
- (3) 要保護児童対策地域協議会等の関係機関ネットワークにおいて、各機関の役割が明確になっており、継続的な状況把握の方法、緊急対応が必要なレベルの確認とその方法、緊急時の連絡体制が確保されている。
- (4) 関係機関で共通のアセスメントシート等を利用し、現時点では在宅により支援することが適当であると判断できる。

また、子ども、保護者の状況として

- (5) 保護者が虐待行為を認め改善の意思を示している。
 - (6) 関係機関の指導・援助を受け入れる姿勢がある。
 - (7) 親子に一定の愛着関係がみられ、子ども自身が在宅を希望している。
- なども重要な点である。

現在児童相談所が取り扱っているケースを考えると、直ちに施設入所は難しいため、前提そのものが不十分なまま在宅で抱えているケースから、前提を満たしており、また上記(1)から(7)の条件をほぼ満たしている事例まで幅広いケースへの対応を行っている。

児童相談所はすべてのケースを担当するのではなく、(1)～(3)の前提や子ども、保護者の状況、関係機関の状況によって、児童相談所が主として担当するケース、市町村が主として担当するケースを的確に判断し、緊急ケース、困難ケースに柔軟に対応する体制を確保しなければならない。

支援の密度や必要性に応じて一定の基準を設け、各ケース毎に判断の目安とするなどが考えられる。たとえば、

レベルⅤ：緊急保護の必要性は低いものの前提そのものが十分確保できておらず、施設入所等保護者との分離が必要と考えられる。しかし様々な要因により一時保護や施設入所が困難であり、当面の支援を在宅で行わなければならない。

レベルⅣ：現在は比較的落ち着いており、機関との表面的な関係はとれているが、基本的に問題は改善しておらず、一時保護、施設入所などの可能性は継続している。

レベルⅢ：前提はほぼ満たしており、その他の条件もほぼ満たしているが時により前提やその他の条件が不十分な状況に揺れ動くため支援の進行管理を注意深く行う必要がある。

レベルⅡ：前提を満たしているが今後とも継続的支援の必要なケースであり子育て支援サービスの利用や保護者への相談支援が必要である。

レベルⅠ：前提を満たしており、その他の条件もほぼ満たしているので市町村で一定期間在宅により支援を行い、状況により終結も可能と考えられる。

このような判断基準を設けた上で、レベルVについては主として児童相談所が担当する、レベルIについては主として市町村が担当する、IV、III、IIのレベルについては、様々な状況を勘案して担当機関を判断するなどの方法が適切ではないかと考えられる。

4. 内容、方法

個別に各事例について、調査、診断、総合判定に基づき、援助指針を作成し、家庭訪問、通所、機関紹介や指導委託等の方法により支援を行う。

虐待対応の専従課を設けている児童相談所は増加しているものの、在宅支援に関して担当課を設置している、担当者が配置されている児童相談所は今回の調査ではともに2.7%、2.8%ときわめて少数であり、ほとんどは地区担当者が他の相談と同時に受け持っているという状況にある。また、直接インタビュー等により調査を行った児童相談所においても、在宅支援については近年に取り組みを始めたところが多く、また、施設入所事例への支援が中心となっている状況であった。

児童相談所単独での支援ではなく、ネットワークによる状況の把握、支援の組み立てを考えるべきである。

その中では、すでに開発されたプログラムとして、ペアレントトレーニング、マイツリー、グループカウンセリング、マザー&チャイルドグループ、サインズオブセイフティアセスメント、個別カウンセリングなどが取り組まれていることがわかった。

それぞれのプログラムについては、現在普及中という段階であり、資源、人材、予算等の条件により、児童相談所にとって、どこでも、誰でも取り組めるものとはなっていない（17年度本研究、子ども・家族への支援・治療をするために（日本児童福祉協会、児童虐待防止対策支援・治療研究会編）等を参照）。

5. 市町村への支援

法改正等によって、児童相談所に対する社会的な要請は、市町村に対する後方支援、専門的知識・技術の必要な事例に対する支援、緊急時における迅速な一時保護等の行政処分の適切な行使が中心になる。

通告の受理、初期調査、安全確認、見立てと処遇方針の作成などについては、市町村における体制の整備とともに、ノウハウの蓄積が行われると考えられる。

在宅支援に関する市町村への後方支援については、

- (1) 緊急時の一時保護、在宅支援が継続困難な場合に施設入所等の措置を適切に行うこと。虐待事例について、発生メカニズムの分析、子どもへの各種診断、家族に対する全体的な見立て、支援の進行管理、市町村に対するスーパービジョン。
- (2) 診断、判定などの専門的機能の提供。
- (3) 家庭裁判所、警察、弁護士、児童精神科医師、法医学医師など権限を有する機関や高度な専門知識を有する専門家との連携の確保。

などが考えられる。

児童相談所によるこのような専門的、行政的支援を背景として、保護者との分離の有無にかかわらず市町村における在宅支援の充実が期待できる。

6. 法制度的な仕組み

(1) 市町村の役割

- ① 要保護児童対策地域協議会を設置し、協議会を運営する。（児25の2）